

吉賀町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 給与に関するデータ

(1) 吉賀町の給与の状況

吉賀町の技能労務職員の平均給与の状況は次のとおりです。

(平成19年4月1日現在)

区 分	吉賀町
平均給与月額	316,707円
平均年齢	46.1歳

(注) ※「平均給与月額」とは、俸給（給料の調整額を含む。）の月額と毎月支払われている扶養手当及び住居手当等の諸手当（特殊勤務手当、通勤手当及び時間外勤務手当等の実費弁償又は実績支給である給与は含まない。）の合計額です。

(2) 国家公務員の給与の状況

国家公務員の技能労務職員の平均給与の状況は次のとおりです。

区 分	国
平均給与月額	320,514円
平均年齢	48.8歳

(注) ※「平均給与月額」とは、俸給（給料の調整額を含む。）の月額と毎月支払われている扶養手当及び住居手当等の諸手当（特殊勤務手当、通勤手当及び時間外勤務手当等の実費弁償又は実績支給である給与は含まない。）の合計額です。

(3) 島根県の給与の状況

区 分	島根県
平均給与月額	356,234円
平均年齢	48.0歳

(注) ※平均給与月額及び平均年齢は、平成19年4月実施「地方公務員給与実態調査」のデータを使用しています。

※「平均給与月額」とは、俸給（給料の調整額を含む。）の月額と毎月支払われている扶養手当及び住居手当等の諸手当（特殊勤務手当、通勤手当及び時間外勤務手当等の実費弁償又は実績支給である給与は含まない。）の合計額です。

(参考) 類似団体の給与の状況

区 分	類似団体
平均給与月額	319,878円
平均年齢	49.4歳

(注) ※「類似団体」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のことです。吉賀町の場合は、町村類型「Ⅱ-0」です。

(4) 民間従業員について

① 賃金センサス（厚生労働省調査）

民間従業員のデータとして、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）が公表されています。総務省から情報提供されたこのデータを使用し、吉賀町の技能労務職員と類似の職種であるデータは次のとおりです。なお、用務員については、賃金センサスで公表されていないため、全国計を参考に載せています。

しかし、この民間事業者のデータは、アルバイトやパートなどの短期雇用職員が含まれていること、対象職種及び人数が少ないこと、雇用形態等の点で完全に一致しているものではないことから、参考として示しています。よって、公民比較をするには、適さないと考えられます。

（平成16年～18年の各6月分の3カ年平均）

職種名	平均年齢	平均給与月額
給食調理員	44.1歳	228,400円
用務員	53.9歳	227,200円

（注）※「平均給与月額」は賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与月額」です。基本給、職務給、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれます。

※データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※非正規職員及び短期雇用職員を含みます。

② 人事院調査

人事院が、平成19年4月現在における民間給与の実態を調査した「職務別民間給与実態調査」のなかの全国データは、次のとおりです。

（平成19年4月1日現在）

職種名	平均年齢	平均給与月額
給食調理員	—	—
用務員	51.7歳	400,804円

（注）※臨時の従業員や役員は除きます。

※「平均給与月額」は、職種別民間給与実態調査における「きまって支給する給与」です。基本給、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住居手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、役付手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいいます。

※給食調理員については、データがありませんでした。

2. その他給与に関する事項

① 給料表

1級制の給料表を適用している。よって昇格はしない。

② 技能労務職員に係る特殊勤務手当

なし

③ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

3. 基本的な考え方

業務については、平成17年10月1日の合併以前より旧柿木村の公用車運転手の廃止、旧六日市町の給食調理員退職者不補充等見直しを随時行い、取り組んでいます。さらに、給食調理場については、平成20年度より1箇所廃止し、3箇所で行っています。今後は、集中改革プランや定員適正化計画に基づき、職員数の削減を実施します。

給与については、平成18年6月から給料の特例減額を実施しています。また、平成18年4月の給与構造の見直しに伴い、地域の民間給与をよりの確に反映するために、給料表を4.8%引下げ、技能労務職員の総人件費の削減に取り組んでいます。

4. 具体的な取組内容

財政健全化に向けて、技能労務職員だけでなく、全職員も同様に適正を図っていきます。今後もこれまでの取組方針を踏まえ、定員削減に努めるとともに、事業全体の見直しを行い、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて検討を行います。